サービス連合 速報
No. 184
2023年１月11日

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会　〒160-0002　東京都新宿区四谷坂町9-6坂町Mビル2F　TEL:03-5919-3261
発行人：石川　聡一郎

コロナ第12次緊急要請 方針決まる

要請実施にむけ、加盟組合へヒアリング実施

サービス・ツーリズム産業において長きにわたり新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中、サービス連合はこれまで11次にわたる緊急要請をおこない、コロナ禍の状況を乗り越えるための取り組みをおこなってまいりました。

政府による入国者に対する水際対策の緩和や行動制限の解除などにより、徐々に改善の兆しがみられる一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が著しい状況下において、医療ひっ迫を回避するために、政府は新たな対策として打ち出した都道府県による「対策強化宣言」により、混雑した場所等への外出を控えるなど住民に対して慎重な行動を要請することや、更に感染が拡大した際には、旅行などの外出自粛を要請することが可能となります。

しかし**感染拡大の抑制と社会経済活動は両立されるべき**であり、感染拡大時に行動制限により人流を止め、社会経済活動を抑制することは、科学的な根拠に基づいた合理的な対応とは到底いえません。**基本的な感染防止対策を徹底したうえで、人の移動をはじめとした社会経済活動は継続されるべき**です。

そのため、サービス連合は昨年11月21日（月）の持ち回り中央執行委員会にて、**コロナ感染防止対策と経済活動の両立をはかり、人流を止めない環境作りにむけて、第12次緊急要請を実施することを確認**しました（要請の内容は次のページをご参照ください）。要請行動は厚生労働省、総務省、内閣府などの中央省庁、政党などに対して実施します。要請の際は、要請内容とともに、現場で発生している課題などについて働くものの立場から産業の実情を伝えたうえで、意見交換をおこないます。

ついては、人財不足をはじめ、**加盟組合で発生している課題を把握するためヒアリングを実施**させていただきます。恐れ入りますが、下記リンク先へアクセスいただき、回答をお願いします。多くの加盟組合からの意見を反映し、要請先へ産業の実情を伝えたいと思いますので、何卒ご協力の程お願いいたします。

コロナ感染症の影響に対する第12次緊急要請

1. 感染拡大防止と経済活動の両立
2. 効果的・効率的な感染症対策
3. 国内外への正確な情報発信
4. 科学的・医学的根拠の明示を前提とした感染症分類の見直し

詳細な要請内容は次のページをご参照ください

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会
（サービス連合）
会長　後藤　常康

コロナ感染症の影響に対する第12次緊急要請

政府は、2022年11月18日新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、今後の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応として、新たな対策を示しました。緊急事態宣言、まん延防止等重点措置は発出しないことを前提としつつも、病床使用率が50%を超える「医療負荷増大期」には、都道府県が「医療ひっ迫防止対策強化宣言」が発出して大人数の会食などの自粛などを呼びかけること、また病床使用率が80%を超える「医療機能不全期」には、都道府県が「医療非常事態宣言」を発出して、出勤の大幅抑制や帰省や旅行の自粛、イベントの延期などを要請できるとしています。

これまでサービス連合は、11次にわたる緊急要請をおこない、新型コロナウイルス感染症への対応については、客観的、科学的な根拠にもとづき合理的な対策を講じるべきである点、明らかな根拠のないなかで「人の移動」を制限すべきではなく、正確な情報発信をおこなうべきである点を、繰り返し主張してきました。

今回示された新たな対策では、単純に感染状況で判断するのではなく、保健医療の負荷の状況、社会経済活動の状況等をふまえて、都道府県が総合的に判断するとしていますが、医療機関の状況や人口など地域性があるなかで、一貫性のない対応になることが危惧されます。またコロナ感染症への不安や住民感情への配慮が、宣言自体を惹起するばかりか、宣言により「人の移動」が感染拡大の原因であると国民に誤解を与えることにつながる懸念があります。くわえて、訪日外国人旅行者の入国者数が増加しているなかで、コロナ感染症に対する日本政府や地方公共団体の一連の対応が、日本の国際的なイメージを棄損することがないような対応も必要です。

ついては、下記のとおり緊急要請をいたします。

記

1．感染拡大防止対策と経済活動の両立

人の移動や交流をはじめとした社会経済活動は、人の営みとして欠かせないものです。政府や地方公共団体は、感染拡大時の対策として行動自粛の要請により人流を止めることなく、科学的な根拠に基づく合理的な感染拡大防止策を講じることで、感染拡大防止対策と経済活動の両立を図るよう求めます。

2．効果的・効率的な感染症対策

政府や地方公共団体は、感染拡大時の対策として、クラスターが発生しやすい高齢者施設や重症化リスクの高い高齢者、基礎疾患のある方などへの感染防止対策に注力するとともに、国民誰もがセルフチェックできる簡易検査キットの配付を実施したうえで検査体制の拡充、ワクチン接種体制の維持など、効果的な感染拡大防止策を講じるとともに医療体制を拡充するよう求めます。

3．国内外への正確な情報発信

新型コロナウイルス感染症が発生してから、３年近くが経つ今もなお、人の移動が、感染を広げる原因であるかのような客観的、科学的な根拠に基づかない不安を煽る報道が続いています。政府は国民にたいして、感染状況や対策について合理的な発信をおこなうとともに、訪日外国人旅行者の受入にあたり、諸外国にたいしても、正確な情報の発信を政府からおこなうよう求めます。

4．科学的・医学的根拠の明示を前提とした感染症分類の見直し

新型コロナウイルス感染症は、これまで感染症２類相当として感染症法の５つの類型に入らない「新型インフルエンザ等感染症」に位置づけられ、外出自粛要請など、２類よりも厳しい措置や緊急事態宣言のような強い行動制限が可能となっています。コロナ発生から３年が経ち、感染症対策やワクチン接種の広がりもあり、当初にくらべ、重症化率や死亡率などについては落ち着きをみせています。今後は、科学的・医学的根拠を国民に明らかにすることを前提とし、感染症２類相当から段階的に見直しをすすめるよう政府に求めます。

以　上